

様式第2号(第7条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	令和6年度第4回さいたま市犯罪被害者等支援事業推進懇話会
2 会議の開催日時	令和6年8月9日(金曜日) 午前10時～午前11時30分
3 会議の開催場所	大宮区役所 601会議室
4 出席者名	新井貴久治委員、恵智彦委員、岸直之委員、佐藤咲子委員、竹山律子委員、橋本理恵委員、山本泰裕委員、横山佳純委員
5 欠席者名	なし
6 議題及び公開又は非公開の別	(議題) (1) 第1回から第3回までの犯罪被害者等支援事業推進懇話会における検討結果について (公開)
7 非公開の理由	
8 傍聴者の数	2名
9 審議した内容	(1) 第1回から第3回までの犯罪被害者等支援事業推進懇話会における検討結果について
10 問合せ先	市民局 市民生活部 市民生活安全課 電話番号 048-829-1217
11 その他	

第4回さいたま市犯罪被害者等支援事業推進懇話会

次 第

日 時：令和6年8月9日（金）

10：00～

場 所：大宮区役所 601会議室

1 開会

2 議題

- （1）第1回から第3回までの犯罪被害者等支援事業推進懇話会における検討結果について

3 挨拶

4 閉会

【配布資料】

（資料1）犯罪被害者等支援事業推進懇話会 検討結果概要

（資料2）（改正素案）さいたま市犯罪被害者等見舞金の支給に関する要綱

（資料3）（改正素案）さいたま市犯罪被害者等日常生活等支援に係る助成金の支給に関する要綱

（資料4）（改正素案）さいたま市犯罪被害者等法律相談事業等実施要綱

犯罪被害者等支援事業推進懇話会 検討結果概要

①支援の内容について

【事務局提案①-1】対象となる犯罪被害者等の見直し

要綱に基づく支援についての希望があったが、適用できなかった相談の中で、「性犯罪被害で被害内容が該当しない」との理由が最も多かったため、性犯罪被害の対象の拡大を検討したい。

懇話会の中での主なご意見

- ・性暴力・性犯罪の相談が増えているので、少しずつでも広げてほしい。
(見舞金について)
- ・見舞金については、不同意性交等の未遂を含めるかどうかについては、未遂の範囲も広いため難しい。予算や実態を考えながら検討することが必要と考える。
- ・見舞金は直接的な金銭の支援になるため慎重に扱い、日常生活等支援や法律相談については不同意わいせつを含めるという形で対象を広げるという方法もあるのではないか。
(日常生活等支援、法律相談について)
- ・不同意性交等の未遂も、既遂の一手手前ということもあり、被害者は大変な思いをしており、日常生活等支援や法律相談は必要ではないか。
- ・不同意性交等の未遂や不同意わいせつでも、被害者は相当な苦痛を受けるので、日常生活等支援の対象から除くことには疑問を感じる。
- ・自宅や自宅付近で不同意わいせつの被害にあった場合などは、転居が必要になることが想定されるので、日常生活等支援の対象になると良い。
- ・日常生活等支援について、家事援助や一時保育等、どの支援内容が必要となるかは被害者一人一人の状況により異なるため、不同意わいせつを含めた場合に、利用できる支援を限定することは望ましくない。
- ・いずれの支援も重要度に差がないはずであるが、そうであれば、利用出来る支援を限定する合理的説明ができない。
(刑法第 181 条について)
- ・刑法第 181 条「不同意わいせつ等致死傷」も対象に含めるべきではないか。
- ・刑法第 181 条を含めた場合、不同意わいせつや不同意性交等が未遂で怪我を負った場合の取扱いをどうするか。
- ・見舞金について、不同意性交等の未遂及び不同意わいせつを含めないとした場合に、不同意性交等の未遂で怪我まで負ったケースは、その怪我が重傷病に該当すれば対象となるが、怪我の程度が該当しない場合、対象から外れてしまうことにならないか。不同意性交等の未遂で重傷病に該当しない怪我を負った被害者を支援対象から外れてしまってもよいのか。
- ・不同意性交等の被害に遭いそうになったが、必死に被害者が抵抗した結果、既遂に至らなかったものの、被害者が重傷病に該当しない怪我を負うこともある。このような被害者を支援の対象から外すのは望ましくない。

- ・日常生活等支援や法律相談について、不同意性交等の未遂及び不同意わいせつを含めたとしても、不同意わいせつの未遂は支援対象でないため、不同意わいせつの未遂で怪我まで負ったケースは、その怪我が重傷病に該当すれば対象となるが、怪我の程度が該当しない場合、対象から外れてしまうことにならないか。不同意わいせつの未遂で重傷病に該当しない怪我を負った被害者を支援対象から外れてしまっているのか。
- ・怪我を負っているということは、それだけ被害のダメージも大きいので、不同意わいせつや不同意性交等が未遂でも対象とするべきではないか。
- ・怪我については、客観的な診断書があるので、判断は可能である。

（不同意わいせつ等致死傷）

第百八十一条 第百七十六条若しくは第百七十九条第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 第百七十七条若しくは第百七十九条第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は六年以上の懲役に処する。

《検討結果》

（見舞金について）

- ・刑法第 177 条（不同意性交等）、同法第 179 条第 2 項（監護者性交等）の罪（これらの未遂罪は除く）という現状の対象を維持し、不同意性交等の未遂や不同意わいせつへの拡大は行わない。
- ・刑法第 181 条第 2 項（不同意わいせつ等致死傷のうち、刑法第 177 条若しくは同法第 179 条第 2 項の罪に当たるもの）に該当するものは、不同意性交等が未遂でも対象に含めることとする。

（日常生活等支援、法律相談について）

- ・刑法第 177 条（不同意性交等）、同法第 179 条第 2 項（監護者性交等）の罪（これらの未遂罪は除く）という現状の対象を拡大し、同法第 176 条（不同意わいせつ）、同法第 177 条（不同意性交等）の未遂、同法第 179 条第 1 項（監護者わいせつ）、同法第 179 条第 2 項（監護者性交等）の未遂を含める。（刑法第 176 条及び同法第 179 条第 1 項の未遂は除く。）
- ・刑法第 181 条第 1 項（不同意わいせつ等致死傷のうち、刑法第 176 条若しくは同法第 179 条第 1 項の罪に当たるもの）に該当するものは、不同意わいせつが未遂でも対象に含めることとする。
- ・日常生活等支援については、上記の刑法の条文に該当する被害にあった場合には支援内容を限定することなく対象とする。

【事務局提案①-2】日常生活等支援の見直し

「日常生活等支援に係る助成金の支給」の活用がほとんどないため、対象となる被害者等の見直しや、新たな支援策を検討したい。(現在対象となっていない、他市で被害にあった後にさいたま市に転入した方への対応や、配食サービス等の新たな支援策の検討について)

懇話会の中での主なご意見

- ・被害者自身で事業者を探す必要があるなど、利用しにくい面はあると感じている。
- ・各機関でそれぞれ支援はあるが、支援を利用する順番や、どのような組み合わせで支援を利用できるのか、ということが分からないので、活用されていないのではないかな。
- ・そもそも周知が不足しているのではないかな。
- ・リーフレットに記載している情報が多く、書かれている内容が入ってこない。さいたま市のホームページも犯罪被害者等支援のページに辿り着くまでに時間がかかった。
- ・どの機関が相談を受けても、各関係機関がお互いの役割や制度をある程度把握して、被害者に伝えていく必要がある。
- ・医療機関等、被害者に説明をする機会があると思われるところにもリーフレットなどを配布し、簡単にでも説明をしてもらえれば周知につながるのではないかな。

《検討結果》

- ・現段階では、対象となる被害者等の見直しや、新たな支援策の検討ではなく、さいたま市がこのような支援を行っているという周知に力を入れるべきである。
- ・まずは関係機関同士の情報共有、リーフレットの内容や配布先の見直し等を検討し、現在の制度を周知していく。

※性犯罪被害についてのみ、日常生活等支援の対象者を刑法第176条(不同意わいせつ)、同法第177条(不同意性交等)、同法第179条(監護者わいせつ及び監護者性交等)、同法第181条(不同意わいせつ等致死傷)、同法第241条(強盗・不同意性交等及び同致死)に拡大する。(刑法第176条及び同法第179条第1項の未遂は除く。)

②要綱への明記や追記が必要と思われる内容

【事務局提案②-1】実施期間の明記

「精神医療費用及びカウンセリング費用」及び「法律相談」について、実施できる期間を明記したい。

(さいたま市犯罪被害者等日常生活等支援に係る助成金の支給に関する要綱)

(申請の期限)

第11条第1項第2号 第6条に規定する精神医療費用又はカウンセリング費用に係る助成金の支給の申請については、初診日から起算して3年を超えない期間

(さいたま市犯罪被害者等法律相談事業等実施要綱)

(申請の期限)

第8条 前条の規定による申請は、犯罪が行われた日から1年を経過したときは、することができない。ただし、やむを得ない理由により当該期間を経過する前に当該申請をすることができなかったと市長が認めるときは、この限りでない。

懇話会の中での主なご意見

＜精神医療費用及びカウンセリング費用＞

- ・犯罪が行われた日から初診日まで、かなり期間が空く方もいる。
- ・被害事実の客観的な確認は必要だが、精神的な症状はいつ出てくるか分からないので、実施期間を区切ってしまうことには疑問がある。
- ・性犯罪被害については、被害者が声を上げにくいという現状や、数年後、数十年後に精神的な症状として出てくることがある、という点を共通認識として持つことが重要。

＜法律相談＞

- ・実際に裁判が始まるまで1年～2年かかる場合もあり、裁判が始まるまでは特に相談することはないが、裁判が始まってから相談をしたい、ということは十分考えられる。
- ・被害者やご遺族も、最初はあまり考えていなかったとしても、裁判に参加したいなど気持ちの変化が起きることもある。
- ・申請は1年と区切っても、実際の相談はできるだけ被害者のタイミングに合わせて利用できるようにすべき。

《検討結果》

- ・「精神医療費用及びカウンセリング費用」「法律相談」については、どちらも現状維持として、実施期間の明記はしない。

【事務局提案②-2】性犯罪の定義の追記

各要綱の性犯罪の定義に、「刑法第 241 条（強盗・不同意性交等及び同致死）」を追加したい。

懇話会の中での主なご意見

- ・この条文は追記するべきと考える。

（強盗・不同意性交等及び同致死）

第二百四十一条 強盗の罪若しくはその未遂罪を犯した者が第一百七十七条の罪若しくはその未遂罪をも犯したとき、又は同条の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強盗の罪若しくはその未遂罪をも犯したときは、無期又は七年以上の懲役に処する。

2 前項の場合のうち、その犯した罪がいずれも未遂罪であるときは、人を死傷させたときを除き、その刑を減輕することができる。ただし、自己の意思によりいずれかの犯罪を中止したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

3 第一項の罪に当たる行為により人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処する。

《検討結果》

- ・この項目での意見及び「①支援の内容について」の「【事務局提案①-1】対象となる犯罪被害者等の見直し」での意見から、性犯罪被害の定義は以下のとおりとする。

「さいたま市犯罪被害者等見舞金の支給に関する要綱」

→「刑法第 177 条、同法第 179 条第 2 項、同法第 181 条第 2 項、同法第 241 条の罪（同法第 177 条及び同法第 179 条第 2 項の未遂罪は除く。）をいう。」とする。

「さいたま市犯罪被害者等日常生活等支援に係る助成金の支給に関する要綱」

「さいたま市犯罪被害者等法律相談事業等実施要綱」

→「刑法第 176 条、同法第 177 条、同法第 179 条、同法第 181 条、同法第 241 条の罪（同法第 176 条、同法第 179 条第 1 項の未遂罪は除く。）をいう」とする。

【事務局提案②-3】遺族又は家族の範囲の追記

見舞金の給付を受けることができる遺族又は家族の範囲に、「犯罪被害者の収入によって生計を維持されていない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹」を追加したい。

(さいたま市犯罪被害者等見舞金の支給に関する要綱)

(遺族又は家族の範囲)

第3条 見舞金の給付を受けることができる犯罪被害者の遺族又は家族は、犯罪が行われた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた当該犯罪被害者の配偶者若しくは当該犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は当該犯罪被害者とパートナーシップ(さいたま市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(令和2年4月1日施行)第2条第1項に規定するパートナーシップをいう。以下同じ。)の関係にあった者

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹(子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。)

懇話会の中での主なご意見

- ・生計の維持を要件から外すと範囲が広くなり、例えば疎遠となっている兄弟姉妹が対象となることも考えられる。
- ・疎遠であったとしても、突然連絡が来て、葬儀費用やその他様々な手続きなど負担をすることも考えられる。
- ・犯罪被害給付制度や他の自治体の見舞金は、配偶者や犯罪被害者の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹がいない場合には、それに該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹が受給できるというのが、標準的な制度設計になっている。

《検討結果》

- ・「遺族又は家族の範囲」を、「遺族の範囲」とする。
- ・遺族の範囲については、以下のとおりとする。
 - ① 配偶者(事実婚、パートナーシップ含む)
 - ② 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - ③ ①②に該当しない、犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

【事務局提案②-4】対象となる犯罪被害者等の追記

「転居費用」及び「一時避難費用」について、「犯罪が行われた時において、犯罪被害者と同居していた家族」を追加したい。

(さいたま市犯罪被害者等日常生活等支援に係る助成金の支給に関する要綱)

(転居費用の助成)

第7条第1項第4号 次の各号のいずれかに該当すること。

- ア 犯罪が行われた時において、犯罪被害者と同居していた遺族
- イ 犯罪により重傷病を負った者又は性犯罪を受けた者

(一時避難費用の助成)

第8条第1項第4号 次の各号のいずれかに該当すること。

- ア 犯罪が行われた時において、犯罪被害者と同居していた遺族
- イ 犯罪により重傷病を負った者又は性犯罪を受けた者

懇話会の中での主なご意見

- ・被害者は1人でも、家族にも害が及ぶこともあるので家族分も含めて助成すべき。
- ・利用後に領収書を提出して申請するものなので、必要性の裏付けも取ることができる。

《検討結果》

- ・「犯罪が行われた時において、犯罪被害者と同居していた家族」も追加する。

③今後の関係機関との連携

【事務局提案③-1】

支援の対象となる犯罪被害者等の把握や、情報共有、顔の見える関係作りに向けて、各関係機関とどのように連携を図っていけば良いか、ご意見をいただきたい。

懇話会の中での主なご意見

＜リーフレットやPRについて＞

- ・警察、県、援助センター、さいたま市のそれぞれが、何をどこまでできるのか、まとまっていないので分かりにくい。トータルでこれだけ利用できる、というのが見えてこない。リーフレットを新たに作るにあたってはその点を考慮して作成し、配布先も改めて検討すべき。
- ・リーフレットは対象者別（被害者向け、ご遺族向け、お子さん向け、外国人向けなど）に作成した方がよいのではないか。
- ・広報目的のものと、被害者やご遺族に渡すものは別に考えるべき。
- ・被害者やご遺族向けのものは、支援者と一緒に見ながら利用できる制度をチェックできるようなものが望ましい。
- ・犯罪被害者等支援だけでなく、ライフステージに合わせて、さいたま市ではこのような制度があるということを示したものがあれば、より分かりやすい。
- ・犯罪被害者等支援を充実させ、それをPRしていくことは、さいたま市の住みやすさ、生活する上での安心感を高め、市のイメージアップにもつながっていく。
- ・この懇話会の中でリーフレットの内容までは検討できないが、出来上がったものが想定したものと異なってしまうことは避けたいので、作成段階で事務局から懇話会委員に意見を聞いてもらいたい。

＜情報共有や顔の見える関係作りについて＞

- ・関係機関が集まり意見交換する場があると良いと思う。
- ・コーディネーターとなる機関を決めて、そこに情報を集め、そこから情報を発信していくという仕組みを作ると、スムーズに回るのではないかな。
- ・コーディネーターとなる機関は被害後の状況で変わっていくため、各機関にコーディネーターの役割を担う人がいるという形が良い。
- ・さいたま市民が県外で犯罪被害にあった場合には埼玉県警察では把握が難しいため、さいたま市には市民の方に幅広く周知してもらいたい。
- ・市として、関係部署を集めての会議や、庁内関係部署を集めての会議を設けることも必要ではないかな。
- ・市民生活安全課から区役所につないだ後、適切な対応がなされているか把握することも必要ではないかな。

《検討結果》

- ・リーフレットについては、他自治体のものも参考にして、より分かりやすいものを作成する。
- ・啓発用のリーフレット以外に、被害者やご遺族向けのものを作成する。
- ・作成にあたっては、事務局から懇話会委員に意見を聞きながら行うこととする。また、関係機関と協議をしながら作成を進めていく。
- ・会議体の設置についてこの懇話会では決められないが、埼玉県、埼玉県警察、埼玉犯罪被害者援助センター、その他関係機関と、どのように各機関の持つ支援策を犯罪被害者等に適切に提供していくか、協議が必要である。

④その他

【委員提案１】火葬費用について

ご遺族から、火葬費用の助成について要望されることがあるため、その点についてご意見を伺いたい。

懇話会の中での主なご意見

- ・遺族見舞金は使途を限定していないので、火葬費用にあてることもできる。
- ・火葬費用は被害後すぐに支払いが発生するものなので、早い対応が求められる。
- ・見舞金は、できるだけ早く支給するものという考えで制度を作っているはずである。

《検討結果》

- ・火葬費用については、今後の社会情勢等により検討が必要と思われるが、当面は、別途その名目の制度を作るのではなく、遺族見舞金の早期支給で対応することとする。

【委員提案２】民事裁判訴訟費用の立替について

さいたま市の犯罪被害者等支援について、独自性や積極的姿勢を示すためにも、民事裁判訴訟費用の立替を行うことができないか。ご意見を伺いたい。

懇話会の中での主なご意見

- ・制度としては良いものだが、立替ということで実際に回収ができるのかというのが、大きな問題である。
- ・民事裁判の提起手数料も、損害賠償請求額によるが、かなりの額がかかる。そのような裁判に関連する費用の支援について、今後検討をしてもらいたい。
- ・資力要件はあるが、法テラスでも支援は行っている。
- ・今後、新たに始まる犯罪被害者等支援弁護士制度で、どこまでのことが対応できるのかを確認してから検討しても良いのではないか。

《検討結果》

- ・損害賠償請求権を譲り受けたとしても、実際に回収できる見込みがなければ、市が制度を運用することは難しい。
- ・裁判に関連する費用の助成については、犯罪被害者等支援弁護士制度の動向を見ながら、今後検討していく。

(改正素案)

さいたま市犯罪被害者等見舞金の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、市民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、犯罪被害者等に対し、予算の範囲内で見舞金を支給することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪 さいたま市犯罪被害者等支援条例（令和3年さいたま市条例第46号。以下「条例」という。）第2条第1号に定める犯罪等のうち、人の生命又は身体を害する行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、同法第39条第1項又は同法第41条の規定により罰せられない行為（同法第35条又は同法第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）を含む。）をいう。
- (2) 重傷病 医師の診断により、1月以上の療養かつ3日以上入院を要する負傷又は疾病をいう。
- (3) 性犯罪 刑法第177条及び、同法第179条第2項、同法第181条第2項、及び同法第241条の罪（これら同法第177条及び同法第179条第2項の未遂罪は除く。）をいう。
- (4) 犯罪被害 犯罪による被害であつて死亡若しくは重傷病（犯罪の時又はその直後における身体の被害であつてその後の死亡又は重傷病の原因となり得るものを含む。）又は性犯罪を受けるものをいう。
- (5) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (6) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、市の住民基本台帳に記録されている者又はやむを得ず次に掲げる市の住民基本台帳に記録をされずに市内に居住している者をいう。

ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者

イ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第4項に規定するストーカー行為等に係る被害を受けていた者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けていた者

エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者

オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成2

- 3 年法律第 7 9 号) 第 2 条第 2 項に規定する虐待を受けていた者
カ その他、市の住民基本台帳に記録することで、自己の生命又は心身に危害を受けるおそれのある者
- (7) 見舞金 第 4 条第 2 項の規定により支給する金銭をいう。
- 2 本条に掲げるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(遺族又は家族の範囲)

第 3 条 見舞金の給付を受けることができる犯罪被害者の遺族又は家族は、犯罪が行われた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた当該犯罪被害者の配偶者若しくは当該犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は当該犯罪被害者とパートナーシップ（さいたま市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和 2 年 4 月 1 日施行）第 2 条第 1 項に規定するパートナーシップをいう。以下同じ。）の関係にあった者
- (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。以下同じ。）
- (3) 前号に該当しない、犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(見舞金の支給)

第 4 条 市長は、以下の場合に、次の各号のいずれにも該当する犯罪被害者又はその遺族（以下、「犯罪被害者等」という。）に対して、見舞金を支給するものとする。

- (1) 警察に提出した被害届等の書類により、犯罪被害者の犯罪被害を客観的に確認できること。
- (2) 犯罪が行われた時において、犯罪被害者が市民であること。
- (3) 犯罪被害者の遺族にあつては、第 3 項の規定による第 1 順位の遺族（以下「第 1 順位遺族」という。）であること。
- 2 見舞金は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、それぞれ同表の中欄に掲げる者に対して、同表の右欄に掲げる額を一時金として支給する。

遺族見舞金	犯罪被害者の第 1 順位遺族	3 0 0 , 0 0 0 円
重傷病見舞金	犯罪により重傷病を負った者	1 0 0 , 0 0 0 円
性犯罪被害見舞金	性犯罪を受けた者	

- 3 遺族見舞金の給付を受けるべき遺族の順位は、前条各号の順序とし、同条第 2 号及び第 3 号に掲げる者のうちにあつては、同各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。この場合において、第 1 順位遺族となる者が複数あるときは、当該遺族が協議を行い、当該遺族のいずれか 1 人を代表者として定めなければならない。

- 4 前項の規定に関わらず、前条各号に掲げる遺族が協議を行い、第1順位遺族以外の者を代表者として決定した場合は、当該代表者に遺族見舞金を支給することができる。
- 5 重傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金の給付を受けた者が、当該見舞金の受給に係る犯罪被害に起因して死亡した場合は、当該死亡した者の第1順位遺族に対し、遺族見舞金として20万円を支給する。
- 6 性犯罪を受け、及び当該性犯罪により重傷病を負った者に対して支給する見舞金については、重傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金のいずれかとする。

(支給の制限)

第5条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、見舞金の支給を行わないことができる。

- (1) 犯罪被害者又は見舞金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）と加害者との間に家族関係がある場合（当該家族関係が破綻していたと認められる事情等がある場合を除く。）。ただし、犯罪被害者が18歳未満の場合及び犯罪が行われた時に犯罪被害者が監護していた18歳未満の遺族がいる場合には、この限りではない。
- (2) 犯罪被害者又は申請者に、当該犯罪を教唆し、若しくは幫助する行為、過度の暴行若しくは脅迫、重大な侮辱等当該犯罪を誘発する行為、当該犯罪に関連する著しく不正な行為又はその他の当該犯罪被害につき、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 犯罪被害者又は申請者が、暴力団員（さいたま市暴力団排除条例（平成24年条例第86号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）であるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金の支給を行うことが社会通念上適切でないと認められるとき。

(支給の申請)

第6条 犯罪被害者又は申請者は、犯罪被害に関する申立書（様式第1号）及びさいたま市犯罪被害者等見舞金支給申請書（様式第2号）により市長に申請しなければならない。この場合において、犯罪被害者又は申請者は、原則として事前に市に相談するものとする。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類を添えなければならない。

- (1) 見舞金の支給の申請を遺族が行うとき

ア 犯罪被害者が、当該犯罪が行われた時に市民であることを証明することができる書類

イ 犯罪被害により死亡した犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

ウ 申請者と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書。ただし、犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係若しくは事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

エ 申請者と犯罪被害者が、犯罪が行われたときに生計を一つにしていたことを証明することができる書類

(2) 見舞金の支給の申請を犯罪被害者が行うとき

ア 犯罪被害者が、当該犯罪が行われた時に市民であることを証明することができる書類

イ 重傷病見舞金の支給の申請を行う場合は、犯罪被害者が負った傷害又は疾病が重傷病に該当することを証明することができる医師の診断書

3 前2項の規定に関わらず、犯罪被害者又は申請者が未成年又は負傷若しくは疾病等により申請ができない場合は、犯罪被害者又は申請者に代わって親族等が申請手続きを行うことができる。

(申請の期限)

第7条 前条の規定による申請は、犯罪が行われた日から1年を経過したときは、することができない。ただし、やむを得ない理由により当該期間を経過する前に当該申請をすることができなかつたと市長が認めるときは、この限りでない。

(支給の決定)

第8条 第6条の規定による申請があつた場合には、市長は、速やかに、見舞金を支給し、又は支給しない旨の決定を行わなければならない。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、速やかにさいたま市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書（様式第3号）又はさいたま市犯罪被害者等見舞金支給申請却下通知書（様式第4号）により、その内容を申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の決定を行うために必要があると認めるときは、申請者その他の関係人に対して、報告若しくは文書その他の物件を提出させることができ、又は申請者の同意を得て、関係機関等に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(支給の決定の取消し)

第9条 市長は、前条の規定により支給の決定を受けた者が、支給を受ける資格がないと判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

2 市長は、見舞金を支給する旨の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すものとする。

3 市長は、前2項の取消しを行った場合においては、さいたま市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書（様式第5号）により、その内容を申請者に通知するものとする。

(見舞金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により決定を取り消した場合において、既に見舞金が支給されているときは、当該見舞金を返還させるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、令和3年4月1日以後に行われた犯罪による犯罪被害者等について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和〇年〇月〇日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた犯罪による犯罪被害者等について適用し、同日前に行われた犯罪による犯罪被害者等については、なお従前の例による。

(改正素案)

さいたま市犯罪被害者等日常生活等支援に係る助成金の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、市民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、犯罪による被害により日常生活に支障が生じている犯罪被害者等に対し、予算の範囲内で助成金を支給することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪 さいたま市犯罪被害者等支援条例（令和3年さいたま市条例第46号。以下「条例」という。）第2条第1号に定める犯罪等のうち、人の生命又は身体を害する行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、同法第39条第1項又は同法第41条の規定により罰せられない行為（同法第35条又は同法第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）を含む。）をいう。
- (2) 重傷病 医師の診断により、1月以上の療養かつ3日以上入院を要する負傷又は疾病をいう。
- (3) 性犯罪 刑法第176条、同法第177条、及び同法第179条第2項、同法第181条、同法第241条の罪（これら同法第176条、同法第179条第1項の未遂罪は除く。）をいう。
- (4) 犯罪被害 犯罪による被害であって死亡若しくは重傷病（犯罪の時又はその直後における心身の被害であって、その後の死亡又は重傷病の原因となり得るものを含む。）又は性犯罪を受けるものをいう。
- (5) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (6) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、市の住民基本台帳に記録されている者又は次に掲げる市の住民基本台帳に記録をされずに市内に居住している者をいう。
 - ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者
 - イ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第4項に規定するストーカー行為等に係る被害を受けていた者
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けていた者
 - エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者

オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する虐待を受けていた者

カ その他、市の住民基本台帳に記録することで、自己の生命又は心身に危害を受けるおそれのある者

(7) 助成金 第4条から第8条までの規定により支給する金銭をいう。

2 本条に掲げるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（遺族又は家族の範囲）

第3条 助成金の給付を受けることができる犯罪被害者の遺族又は家族は、犯罪が発生したときにおいて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者若しくは犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップ（さいたま市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和2年4月1日施行）第2条第1項に規定するパートナーシップをいう。以下同じ。）の関係にあった者

(2) 犯罪被害者の二親等以内の家族（子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

（家事又は介護に関するサービス費用の助成）

第4条 市長は、以下の場合に、次の各号のいずれにも該当する犯罪被害者又はその遺族若しくは家族（以下、「犯罪被害者等」という。）が、家事又は介護等に関するサービスを利用したとき、それに要した費用を当該犯罪被害者等に対して助成するものとする。

(1) 警察に提出した被害届等の書類により、犯罪被害者の犯罪被害を客観的に確認できること。

(2) 犯罪被害を受けたことにより、犯罪被害者等が家事又は介護を行うことに支障が生じていること。

(3) 犯罪が行われた時において、犯罪被害者が市民であること。

(4) 申請者犯罪被害者等が、助成の申請時において市民であること。

(5) 次の各号のいずれかに該当すること。

ア 犯罪被害者の遺族

イ 犯罪により重傷病を受けた者又は性犯罪被害を受けた者

ウ 犯罪により重傷病又は性犯罪被害を受けた犯罪被害者の家族で、助成の申請時において犯罪被害者と同居している者

2 前項の規定による助成は、犯罪被害者等が利用した家事に関するサービスに要した費用の実費額に対し、当該サービスの利用について、一の犯罪被害につき、第1項の各号のいずれにも該当する全ての犯罪被害者等を通じて、1時間当たり1,500円を限度として支給するものとする。

また、犯罪被害者等が介護に関するサービスを利用した場合は、それに要した費用の実費額に対し、当該サービスの利用について、一の犯罪被害につき、前項

の各号のいずれにも該当する全ての犯罪被害者等を通じて、1時間当たり2,300円を限度として支給するものとする。

3 第1項の規定による助成の対象となる家事又は介護に関するサービスの時間数は、60時間までとする。

4 第1項の規定による助成の対象となる家事又は介護に関するサービスの内容は、次に掲げるものとする。

(1) 調理、洗濯、掃除、買い物等の家事

(2) 食事、排泄、入浴等の介護

5 前項各号に掲げるサービスは、当該サービスの提供を業とする事業者から提供されたもので、かつ、第1項の規定による助成を受ける犯罪被害者等の住居において、同犯罪被害者等の在宅時に行われたものでなければならない。

6 他の家事又は介護等に関する制度（障害者総合支援法における居宅介護や介護保険法における訪問介護など）を利用した場合の自己負担分の費用については、助成しない。

（一時保育費用の助成）

第5条 市長は、以下の場合に、次の各号のいずれにも該当する犯罪被害者等が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の12第1項に規定する一時預かり事業（以下「一時保育」という。）を利用したとき、それに要した費用を当該犯罪被害者等に対して助成するものとする。

(1) 警察に提出した被害届等の書類により、犯罪被害者の犯罪被害を客観的に確認できること。

(2) 犯罪被害を受けたことにより、犯罪被害者等がその監護している小学校就学の始期に達するまでの者（以下「子ども」という。）を家庭において保育することに支障が生じていること。

(3) 犯罪が行われた時において、犯罪被害者が市民であること。

(4) 申請者犯罪被害者等が、助成の申請時において市民であること。

(5) 次の各号のいずれかに該当すること。

ア 犯罪被害者の遺族

イ 犯罪により重傷病を受けた者又は性犯罪被害を受けた者

ウ 犯罪により重傷病又は性犯罪被害を受けた犯罪被害者の家族で、助成の申請時において犯罪被害者と同居している者

2 前項の規定による助成は、犯罪被害者等が利用した一時保育に要した費用の実費額に対し、一の犯罪被害につき、前項の各号のいずれにも該当する全ての犯罪被害者等を通じて、当該一時保育の利用一日当たり2,500円に一時保育を受けた子どもの人数を乗じて得た額を限度として支給するものとする。

3 第1項の規定による助成の対象となる一時保育の日数は、10日までとする。

（精神医療費用及びカウンセリング費用の助成）

第6条 市長は、以下の場合に、次の各号のいずれにも該当する犯罪被害者等が、病院、診療所その他の医療機関又はカウンセラーが所属する事業所において、心

理的・外傷その他の深刻な精神不調に関する医療又はカウンセリングを受けたとき、それに要した費用を当該犯罪被害者等に対して助成するものとする。

- (1) 警察に提出した被害届等の書類により、犯罪被害者の犯罪被害を客観的に確認できること。
- (2) 心理的外傷その他深刻な精神的・不調が、犯罪に起因して生じていること。
- (3) 犯罪が行われた時において、犯罪被害者が市民であること。
- (4) 申請者犯罪被害者等が、助成の申請時において市民であること。
- (5) 次の各号のいずれかに該当すること。

ア 犯罪被害者の遺族

イ 犯罪により重傷病を負った者又は性犯罪を受けた者

ウ 犯罪により重傷病を負った者又は性犯罪を受けた者の家族で、助成の申請時において犯罪被害者と同居している者

- 2 前項の規定による助成は、犯罪被害者等が利用した医療又はカウンセリングに要した費用の実費額に対し、一の犯罪被害につき、前項の各号のいずれにも該当する全ての犯罪被害者等を通じて、15万円を限度として支給するものとする。

- 3 第1項の規定による助成の対象となる医療は、精神科等を担当する医師によって外来で行われるものに限る。

また、当該医療を受ける場合、助成の額は、健康保険適用後の医療に係る自己負担額及び自立支援医療（精神通院医療）制度を利用した後の自己負担額の全額とする。

- 4 第1項の規定による助成の対象となるカウンセリングは、公認心理師、臨床心理士その他これらと同等の資格を有するカウンセラーにより、医療保険の適用を受けず、外来で行われるものに限る。

また、当該カウンセリングを受ける場合、助成の額は、当該カウンセリングを受けるために要した費用の全額とする。

- 5 既に医療機関において精神不調に関する診療を受けている場合に、第1項の規定による助成の対象となるカウンセリングを受ける者は、当該受診について当該医師の了解を得なければならない。

（転居費用の助成）

第7条 市長は、以下の場合に、次の各号のいずれにも該当する犯罪被害者等が、犯罪が行われた時に居住していた住居（以下「従前の住居」という。）から転居したとき、それに要した費用を当該犯罪被害者等に対して助成するものとする。

- (1) 警察に提出した被害届等の書類により、犯罪被害者の犯罪被害を客観的に確認できること。
- (2) 次の各号の掲げるうちいずれかに該当すること。

ア 従前の住居又はその付近において犯罪が行われたことにより従前の住居に居住し続けることが困難になったと認められること。

イ 二次被害又は再被害を受ける恐れのあること。

- (3) 犯罪が行われた時において、犯罪被害者が市民であること。
- (4) 次の各号のいずれかに該当すること。

ア 犯罪が行われた時において、犯罪被害者と同居していた遺族又は家族

イ 犯罪により重傷病を負った者又は性犯罪を受けた者

2 前項の規定による助成は、犯罪被害者等が従前の住居からの転居に要した費用の実費額に対し、一の犯罪被害につき、前項の各号のいずれにも該当する全ての犯罪被害者等を通じて、20万円を限度として支給するものとする。

3 第1項の規定による助成の対象となる転居の回数は、1回までとする。

4 第1項の規定による助成の対象となる費用は、運送事業者又は不動産事業者に支払ったものであって、次に掲げるものとする。

(1) 転居に係る家財の梱包等の運送費用及び荷造り等のサービスに係る費用

(2) 敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、保証料、日割家賃その他の新たな住居に入居する際に要した初期費用

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

5 申請者犯罪被害者等が未成年者の場合、転居について保護者（親権者又は未成年後見人をいう。）の同意を得ているものとする。

（一時避難費用の助成）

第8条 市長は、以下の場合に、次の各号のいずれにも該当する犯罪被害者等が、犯罪被害により一時避難が必要と認められるとき、それに要した費用を助成するものとする。

(1) 警察に提出した被害届等の書類により、犯罪被害者の犯罪被害を客観的に確認できること。

(2) 次の各号のいずれかに該当すること。

ア 従前の住居又はその付近において犯罪が行われたことにより従前の住居に居住し続けることが困難になったと認められること。

イ 二次被害又は再被害を受ける恐れのあること。

(3) 犯罪が行われた時において、犯罪被害者が市民であること。

(4) 次の各号のいずれかに該当すること。

ア 犯罪が行われた時において、犯罪被害者と同居していた遺族又は家族

イ 犯罪により重傷病を負った者又は性犯罪を受けた者

2 前項の規定による助成は、犯罪被害者等が一時避難に要した費用の実費額に対し、1人1泊当たり6,000円（7泊まで）を限度として支給するものとする。

3 第1項の規定による助成の対象となる一時避難の回数は、1回までとする。

4 第1項の規定による助成の対象となる費用は、宿泊施設に支払ったものに限る。

（支給の制限）

第9条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、助成金の支給を行わないことができる。

(1) 犯罪被害者又は助成金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）と加害者との間に家族関係がある場合（当該家族関係が破綻していたと認めら

れる事情等がある場合を除く。)。ただし、犯罪被害者が18歳未満の場合及び犯罪が行われた時に犯罪被害者が監護していた18歳未満の遺族がいる場合には、この限りではない。

- (2) 犯罪被害者又は申請者に、当該犯罪を教唆し若しくは幫助する行為、過度の暴行若しくは脅迫、重大な侮辱等当該犯罪を誘発する行為、当該犯罪に関連する著しく不正な行為又はその他の当該犯罪被害につき、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 犯罪被害者又は申請者が、暴力団員（さいたま市暴力団排除条例（平成24年条例第86号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）であるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、助成金の支給を行うことが社会通念上適切でないと認められるとき。

（支給の申請）

第10条 申請者は、犯罪被害に関する申立書（様式第1号）及びさいたま市犯罪被害者等助成金支給申請書（様式第2号）により市長に申請しなければならない。この場合において、申請者は、原則として事前に市に相談するものとする。

- 2 前項の申請書には、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項又は第8条第2項の実費額の支払いを証する領収書（原本）その他の支払費用の内容を証明することができる書類及び次の表の左欄に掲げる助成金の支給の申請を行う場合に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類を添えなければならない。

家事又は介護等に関するサービス費用に係る助成金の支給の申請を遺族が行うとき	(1) 犯罪被害者が、当該犯罪が行われた時に市民であることを証明することができる書類 (2) 申請者が、助成の申請時において、市民であることを証明することができる書類 (3) 犯罪被害により死亡した犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類 (4) 申請者と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書。ただし、犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係若しくは事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
家事又は介護等に関するサービス費用に	(1) 犯罪被害者が、当該犯罪が行われた時に市民であることを証明することができる書類 (2) 申請者が、助成の申請時において、市民であることを証明す

係る助成金の支給の申請を犯罪被害者又はその家族が行うとき	ることができる書類 (3) 犯罪により重傷病を負った者又はその家族が申請を行う場合は、犯罪被害者が負った傷害又は疾病が重傷病に該当することを証明することができる医師の診断書 (4) 犯罪被害者の家族が申請する場合は、申請者と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書。犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係若しくは事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類 (5) 犯罪被害者の家族が申請する場合は、申請者と犯罪被害者が、助成の申請時において、同居していることを証明できる書類
一時保育費用に係る助成金の支給の申請を遺族が行うとき	(1) 犯罪被害者が、当該犯罪が行われた時に市民であることを証明することができる書類 (2) 申請者が、助成の申請時において、市民であることを証明することができる書類 (3) 犯罪被害により死亡した犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類 (4) 申請者と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書。ただし、犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係若しくは事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
一時保育費用に係る助成金の支給の申請を犯罪被害者又はその家族が行うとき	(1) 犯罪被害者が、当該犯罪が行われた時に市民であることを証明することができる書類 (2) 申請者が、助成の申請時において、市民であることを証明することができる書類 (3) 犯罪により重傷病を負った者又はその家族が申請を行う場合は、犯罪被害者が負った傷害又は疾病が重傷病に該当することを証明することができる医師の診断書 (4) 犯罪被害者の家族が申請する場合は、申請者と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書。犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係若しくは事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる

	書類 (5) 犯罪被害者の家族が申請する場合は、申請者と犯罪被害者が、助成の申請時において、同居していることを証明できる書類
精神医療費用・カウンセリング費用に係る助成金の支給の申請を遺族が行うとき	(1) 犯罪被害者が、当該犯罪が行われた時に市民であることを証明することができる書類 (2) 申請者が、助成の申請時において市民であることを証明することができる書類 (3) 犯罪被害により死亡した犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類 (4) 申請者と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書。ただし、犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係若しくは事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類 (5) 医療機関において医師による診療を受けている者が第6条の規定によるカウンセリングの助成の申請を行う場合は、当該医師の紹介状又はその他のカウンセリングの利用について当該医師の了解を得ていることを証明することができる書類
精神医療費用・カウンセリング費用に係る助成金の支給の申請を犯罪被害者又はその家族が行うとき	(1) 犯罪被害者が、当該犯罪が行われた時に市民であることを証明することができる書類 (2) 申請者が、助成の申請時において市民であることを証明することができる書類 (3) 犯罪により重傷病を負った者又はその家族が申請を行う場合は、犯罪被害者が負った傷害又は疾病が重傷病に該当することを証明することができる医師の診断書 (4) 犯罪被害者の家族が申請する場合は、申請者と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書。犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係若しくは事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類 (5) 医療機関において医師による診療を受けている者が第6条の規定によるカウンセリングの助成の申請を行う場合は、当該医師の紹介状又はその他のカウンセリングの利用について当該医師の了解を得ていることを証明することができる書類 (6) 犯罪被害者の家族が申請する場合は、申請者と犯罪被害者

	が、助成の申請時において、同居していることを証明できる書類
転居費用に係る助成金の支給の申請を遺族が行うとき	(1) 犯罪被害者が、当該犯罪が行われた時に市民であることを証明することができる書類 (2) 申請者が、当該犯罪が行われた時に犯罪被害者である市民と同居していたことを証明することができる書類 (3) 犯罪被害により死亡した犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類 (4) 申請者と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書。ただし、犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係若しくは事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
転居費用に係る助成金の支給の申請を犯罪被害者又はその家族が行うとき	(1) 犯罪被害者が、当該犯罪が行われた時に市民であることを証明することができる書類 (2) 犯罪により重傷病を負った者又はその家族が申請を行う場合は、犯罪被害者が負った傷害又は疾病が重傷病に該当することを証明することができる医師の診断書 (3) 犯罪被害者の家族が申請する場合は、申請者と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書。犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係若しくは事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類 (4) 犯罪被害者の家族が申請する場合は、申請者と犯罪被害者が、犯罪が行われた時において、同居していることを証明できる書類
一時避難費用に係る助成金の支給の申請を遺族が行うとき	(1) 犯罪被害者が、当該犯罪が行われた時に市民であることを証明することができる書類 (2) 申請者が、当該犯罪が行われた時に犯罪被害者である市民と同居していたことを証明することができる書類 (3) 犯罪被害により死亡した犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類 (4) 申請者と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書。ただし、犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の

	事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係若しくは事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
一時避難費用に係る助成金の支給の申請を犯罪被害者又はその家族が行うとき	(1) 犯罪被害者が、当該犯罪が行われた時に市民であることを証明することができる書類 (2) 犯罪により重傷病を負った者又はその家族が申請を行う場合は、犯罪被害者が負った傷害又は疾病が重傷病に該当することを証明することができる医師の診断書 (3) 犯罪被害者の家族が申請する場合は、申請者と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書。犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係若しくは事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類 (4) 犯罪被害者の家族が申請する場合は、申請者と犯罪被害者が、犯罪が行われた時において、同居していることを証明できる書類

(申請の期限)

第11条 前条の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を経過したときは、することができない。ただし、やむを得ない理由により当該期間を経過する前に当該申請をすることができなかつたと市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第4条、第5条、第7条及び第8条に規定する家事又は介護等、一時保育、転居費用、一時避難に係る助成金の支給の申請については、犯罪が行われた日から起算して1年を超えない期間
- (2) 第6条に規定する精神医療費用又はカウンセリング費用に係る助成金の支給の申請については、初診日から起算して3年を超えない期間

(支給の決定)

第12条 第10条の規定による申請があつた場合には、市長は、速やかに、助成金を支給し、又は支給しない旨の決定を行わなければならない。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、速やかにさいたま市犯罪被害者等助成金支給決定通知書（様式第3号）又はさいたま市犯罪被害者等助成金支給申請却下通知書（様式第4号）により、その内容を申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の決定を行うために必要があると認めるときは、申請者その他の関係人に対して、報告若しくは文書その他の物件を提出させることができ、又

は申請者の同意を得て、関係機関等に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(交付請求)

第13条 市長は、特に必要があると認めるときは、申請者からの請求により、助成金の支給決定額の全部又は一部を概算払により支給することができる。この場合において、当該申請者は、さいたま市犯罪被害者等助成金概算払請求書（様式第5号）により、市長に助成金を請求するものとする。

(利用実績報告)

第14条 申請者は、前条の規定により受給した助成金の利用が完了したときは、さいたま市犯罪被害者等助成金利用実績報告書（様式第6号）を、速やかに市長に提出しなければならない。

(助成金額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による報告書を受領した場合は、これを審査及び必要に応じて現地調査等を行い、支給すべき助成金額を確定し、さいたま市犯罪被害者等助成金額確定通知書（様式第7号）により、確定した額を申請者に通知するものとする。

(支給の決定の取消し及び返還)

第16条 市長は、第12条の規定により支給の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、支給決定の全部若しくは一部を取り消し、又は期限を定めて既に支給した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 助成金を支給する旨の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるとき。
 - (2) 第13条の規定に基づき、概算払により支給した助成金の額が、前条の規定により確定した額を超えているとき。
- 2 市長は、第1項の規定により支給決定の取消しを行った場合は、さいたま市犯罪被害者等助成金支給決定取消通知書（様式第8号）により、その内容を申請者に通知するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、令和3年4月1日以後に行われた犯罪による犯罪被害者等につい

て適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和〇年〇月〇日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた犯罪による犯罪被害者等について適用し、同日前に行われた犯罪による犯罪被害者等については、なお従前の例による。

(改正素案)

さいたま市犯罪被害者等法律相談事業等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、市民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等法律相談（以下「法律相談」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪 さいたま市犯罪被害者等支援条例（令和3年さいたま市条例第46号。以下「条例」という。）第2条第1号に定める犯罪等のうち、人の生命又は身体を害する行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、同法第39条第1項又は同法第41条の規定により罰せられない行為（同法第35条又は同法第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）を含む。）をいう。
- (2) 重傷病 医師の診断により、1月以上の療養かつ3日以上入院を要する負傷又は疾病をいう。
- (3) 性犯罪 刑法第176条、同法第177条、及び同法第179条第2項、同法第181条、同法第241条の罪（これら同法第176条、同法第179条第1項の未遂罪は除く。）をいう。
- (4) 犯罪被害 犯罪による被害であって死亡若しくは重傷病（犯罪の時又はその直後における心身の被害であってその後の死亡又は重傷病の原因となり得るものを含む。）又は性犯罪を受けるものをいう。
- (5) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (6) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、市の住民基本台帳に記録されている者又は次に掲げる市の住民基本台帳に記録をされずに市内に居住している者をいう。
 - ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者
 - イ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第4項に規定するストーカー行為等に係る被害を受けていた者
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けていた者
 - エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者

オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79条号）第2条第2項に規定する虐待を受けていた者

カ その他、市の住民基本台帳に記録することで、自己の生命又は心身に危害を受けるおそれのある者

2 本条に掲げるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（遺族又は家族の範囲）

第3条 法律相談を受けることができる犯罪被害者の遺族又は家族は、犯罪が行われた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者若しくは犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップ（さいたま市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和2年4月1日施行）第2条第1項に規定するパートナーシップをいう。以下同じ。）の関係にあった者
- (2) 犯罪被害者の二親等以内の家族（子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

（法律相談の実施対象者）

第4条 市長は、以下の場合に、次の各号のいずれにも該当する犯罪被害者又はその遺族若しくは家族（以下、「犯罪被害者等」という。）が、犯罪による被害を受けたことにより、直面している法律問題について被害回復のために採りうる法的手段の説明などを行うことにより、法的知識に係る犯罪被害者等の支援を目的として、無償で犯罪被害に精通した弁護士による法律相談を実施する。

- (1) 警察に提出した被害届等の書類により、犯罪被害者の犯罪被害を客観的に確認できること。
- (2) 犯罪が行われた時において、犯罪被害者が市民であること。
- (3) 申請者犯罪被害者等が、法律相談の利用の申請をする時において市民であること。

（法律相談の実施内容）

第5条 前条の規定による法律相談は、一の犯罪被害につき、前条各号のいずれにも該当する全ての犯罪被害者等を通じて、1回当たり1時間を上限とし、2回まで実施することができる。

（利用の制限）

第6条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、法律相談を実施しないことができる。

- (1) 犯罪被害者又は法律相談を利用しようとする者（以下「申請者」という。）と加害者との間に家族関係がある場合（当該家族関係が破綻していたと認められる事情等があ

る場合を除く。)。ただし、犯罪被害者が18歳未満の場合及び、犯罪が行われた時に犯罪被害者が監護していた18歳未満の遺族がいる場合には、この限りではない。

- (2) 犯罪被害者又は法律相談を受ける者申請者に、当該犯罪を教唆し若しくは幫助する行為、過度の暴行若しくは脅迫、重大な侮辱等当該犯罪を誘発する行為、当該犯罪に関連する著しく不正な行為又はその他の当該犯罪被害につき、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 犯罪被害者又は法律相談を受ける者申請者が、暴力団員（さいたま市暴力団排除条例（平成24年条例第86号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）であるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、法律相談を実施することが社会通念上適切でないと認められるとき。

（利用の申請）

第7条 申請者は、犯罪被害に関する申立書（様式第1号）及びさいたま市犯罪被害者等法律相談申請書（様式第2号）により市長に申請しなければならない。この場合において、申請者は、原則として事前に市に相談するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類を添えなければならない。

（1）利用の申請を遺族が行うとき

ア 犯罪被害者が、当該犯罪が行われた時に市民であることを証明することができる書類

イ 犯罪被害により死亡した犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

ウ 申請者と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書。ただし、犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係若しくは事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

（2）利用の申請を犯罪被害者又はその家族が行うとき

ア 犯罪被害者が、当該犯罪が行われた時に市民であることを証明することができる書類

イ 申請者が、利用の申請を行う時に市民であることを証明することができる書類

ウ 犯罪により重傷病を負った者又はその家族が申請を行う場合は、犯罪被害者が負った傷害又は疾病が重傷病に該当することを証明することができる医師の診断書

エ 犯罪被害者の家族が申請する場合は、申請者（犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及び犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者を除く。）と犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸

籍の謄本又は抄本その他の証明書。犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係若しくは事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

(申請の期限)

第8条 前条の規定による申請は、犯罪が行われた日から1年を経過したときは、することができない。ただし、やむを得ない理由により当該期間を経過する前に当該申請をすることができなかつたと市長が認めるときは、この限りでない。

(利用の決定)

第9条 第7条に定める申請があつた場合には、市長は、速やかに、法律相談を実施し、又は実施しない旨の決定を行わなければならない。

2 市長は、前項の決定を行つたときは、速やかにさいたま市犯罪被害者等法律相談利用決定通知書(様式第3号)又はさいたま市犯罪被害者等法律相談利用申請却下通知書(様式第4号)により、その内容を申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の決定を行うために必要があると認めるときは、申請者その他の関係人に対して、報告若しくは文書その他の物件を提出させることができ、又は申請者の同意を得て、関係機関等に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(利用の決定の取消し)

第10条 市長は、前条の規定により利用の決定を受けた者が、利用する資格がないと判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

2 市長は、法律相談を実施する旨の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すものとする。

3 市長は、前2項の取消しを行つた場合においては、さいたま市犯罪被害者等法律相談利用決定取消通知書(様式第5号)により、その内容を申請者に通知するものとする。

(法律相談費用の返還)

第11条 市長は、前条の規定により決定を取り消した場合において、既に法律相談が実施されているときは、当該法律相談費用を返還させるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱は、令和3年4月1日以後に行われた犯罪による犯罪被害者等について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和〇年〇月〇日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた犯罪による犯罪被害者等について適用し、同日前に行われた犯罪による犯罪被害者等については、なお従前の例による。

性犯罪被害の対象の拡大及び各要綱の性犯罪の定義について（補足資料）

刑法条文（抜粋）

（不同意わいせつ）

第百七十六条 次に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、わいせつな行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、六月以上十年以下の拘禁刑に処する。

一 暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと。

二 心身の障害を生じさせること又はそれがあること。

三 アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること。

四 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること。

五 同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと。

六 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕させること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること。

七 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること。

八 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。

2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、わいせつな行為をした者も、前項と同様とする。

3 十六歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第一項と同様とする。

（不同意性交等）

第百七十七条 前条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、性交、肛門性交、口腔性交又は膣若しくは肛門に身体の一部（陰茎を除く。）若しくは物を挿入する行為であってわいせつなもの（以下この条及び第百七十九条第二項において「性交等」という。）をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、五年以上の有期拘禁刑に処する。

2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、性交等をした者も、前項と同様とする。

3 十六歳未満の者に対し、性交等をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第一項と同様とする。

（監護者わいせつ及び監護者性交等）

第百七十九条 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為をした者は、第百七十六条第一項の例による。

2 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて性交等をした者は、第百七十七条第一項の例による。

（不同意わいせつ等致死傷）

第百八十一条 第百七十六条若しくは第百七十九条第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 第百七十七条若しくは第百七十九条第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は六年以上の懲役に処する。

（強盗・不同意性交等及び同致死）

第二百四十一条 強盗の罪若しくはその未遂罪を犯した者が第百七十七条の罪若しくはその未遂罪をも犯したとき、又は同条の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強盗の罪若しくはその未遂罪をも犯したときは、無期又は七年以上の懲役に処する。

2 前項の場合のうち、その犯した罪がいずれも未遂罪であるときは、人を死傷させたときを除き、その刑を減輕することができる。ただし、自己の意思によりいずれかの犯罪を中止したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

3 第一項の罪に当たる行為により人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処する。

【定義見直し後の支給対象者（案）】

		見舞金	日常生活等支援	法律相談
第176条（不同意わいせつ）	既遂		○（※2）	○
	未遂			
第177条（不同意性交等）	既遂	○	○	○
	未遂		○（※2）	○
第179条第1項（監護者わいせつ）	既遂		○（※2）	○
	未遂			
第179条第2項（監護者性交等）	既遂	○	○	○
	未遂		○（※2）	○
第181条第1項（不同意わいせつ等致死傷）（※第176条もしくは第179条第1項の罪）	—		○（※2）	○
第181条第2項（不同意わいせつ等致死傷）（※第177条もしくは第179条第2項の罪）	—	○（※1）	○（※2）	○
第241条（強盗・不同意性交等及び同致死）	—	○（※1）	○（※2）	○

※網掛け部分は、現在の支給対象者

【検討事項】

- ・（※1）見舞金について
第181条第2項及び第241条について、未遂か既遂かで判断を分ける必要があるか。
- ・（※2）日常生活等支援について
全ての支援内容（家事又は介護、一時保育、精神医療費用及びカウンセリング、転居、一時避難）を利用できるようにするか、利用できる支援内容を限定するか。